

第4次地域管理経営計画書(案)

第4次国有林野施業実施計画書(案)

(大阪森林計画区)

(第一次変更計画)

計画期間 { 自 平成22年4月 1日
至 平成27年3月31日 }

(変更年月 平成23年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画〕

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1

〔国有林野施業実施計画〕

3 林道の整備に関する事項	2
---------------------	---

第4次地域管理経営計画（大阪森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成23年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うために必要な林道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間（平成22年度～平成26年度）において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(エ) 林道開設及び改良総量

単位：m

区 分	タ イ プ 別	開 設		改 良	
		路線数	延 長	箇所数	延 長
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タ イ プ	-	-	-	-
	水 源 かん 養 タ イ プ	-	-	-	-
森 林 と 人 と の 共 生 林	自 然 維 持 タ イ プ	-	-	-	-
	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	1	820	2	3,409
資 源 の 循 環 利 用 林		-	-	-	-
計		1	820	2	3,409

第4次国有林野施業実施計画（大阪森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成23年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うために必要な林道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

3 林道の整備に関する事項

地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)林道開設及び改良総量の路線別の内訳は次のとおりです。

単位：m

基幹 管理別	開設 改良別	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型 タイプ別	備考
管理	開設	箕面線	箕面 271	820	森林と人との共生林 (森林空間利用タイプ)	
		計	1路線	820		
	改良	天上谷林道	箕面 275～281	1,975	森林と人との共生林 (森林空間利用タイプ)	
		箕面林道	箕面 268～274	1,434	森林と人との共生林 (森林空間利用タイプ)	
	計	2路線		3,409		

(注) 種類欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指す。